

農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(改定案)の概要

1. 主な改定内容

(1) 対象作物の拡大

果樹、茶、飼料作物、その他の作物(食用:大豆等、非食用:花等)、きのこを追加(現行は野菜、米、麦)

(2) 項目の追加

全作物に下記3項目を追加

- ・堆肥中の外来雑草種子の殺滅
- ・有害鳥獣による被害防止対策
- ・登録品種の種苗の適切な使用

2. ガイドラインの概要(アンダーラインは今回新たに追加した項目)

農業者による工程管理の内容

食品安全

- ほ場環境の確認と衛生管理 農薬使用時の表示内容の確認
- 作業者等の衛生管理(野菜・果樹) かび毒(DON・NIV)汚染の低減対策(麦)
- かび毒(パッソ)汚染の低減対策(果樹) 荒茶加工時の衛生管理(茶)
- 収穫・調製時の異物混入の防止対策 等

環境保全

- 病害虫が発生しにくい環境づくり 都道府県の施肥基準等に則した施肥
- 堆肥等の有機物の施用 堆肥中の外来雑草種子の殺滅
- 廃棄物の適正な処理 不必要・非効率なエネルギー消費の節減
- 有害鳥獣による被害防止対策 等

労働安全

- 危険な作業等の把握 安全に作業を行うための服装や保護具の着用
- 機械等の安全装備等の確認 農薬・燃料等の適切な管理 等

全般

- 知的財産の保護・活用 登録品種の種苗の適切な使用
- 情報の記録・保管 等

農業者による工程管理の手法の実践

- 工程管理を行う上で必要な点検項目等を策定(Plan)
- 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録・保存(Do)
- 点検(Check)(内部点検等の客観的な点検の仕組みを付加)
- 改善が必要な部分の把握・見直し(Action)

(注)・法令や国の指針等の内容を基本として作成。今後、関連法令等の制定、改正等があった際は必要に応じて見直し